

税の申告が始まります

《受付期間》

2月15日(月)
から
3月15日(月)



あなたもCHECK!

確定申告(所得税)が必要な方

- 営業や農業などの事業所得がある。
- 不動産所得(地代・家賃収入)がある。
- 土地や建物を売った譲渡所得がある。
- 給与所得と退職所得以外の所得が20万円を超える。
- 給与を2カ所以上から受けていて、主たる給与以外の収入が20万円を超える。
- 給与収入が2千万円を超える。
- 公的年金収入が400万円を超える、または公的年金収入が400万円以下で公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超える。

市・県民税の申告が必要な方

- 令和3年1月1日現在、市内に住所がある方は、2年中の所得を申告する必要があります。申告しない場合、基準所得以下であっても、国民健康保険、後期高齢者医療保険料などの軽減を受けられません。
- ただし、次のいずれかに該当する方は、申告する必要はありません。
- 確定申告をした。
- 給与所得のみで、年末調整がされ、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている。
- 公的年金収入のみで、その支払い先から市に公的年金等支払報告書が提出されている。(ただし、年金収入金額や所得控除額によっては必要になる場合もあります。)
- 市内に住所がある方の控除対象配偶者または同一生計配偶者・扶養親族となっている。

申告に必要なもの

- 所得計算に必要なもの
収入額や経費が分かる書類や給与・年金収入額が分かる源泉徴収票など
- 控除計算に必要なもの
医療費の領収書や社会保険料控除証明書、生命保険料控除証明書など
- マイナンバーカード、通知カードまたはマイナンバー記載の住民票
- 本人確認書類
● 写真付きの場合
運転免許証、パスポート、障害者手帳などのうち1点
● 写真付きではない場合
健康保険証、介護保険証、年金手帳、病院の診察券などのうち2点
- 印鑑
- 預貯金通帳など申告者本人名義の口座番号などが分かるもの

イータックス e-TAXで申告書を提出しています

市では税務署への確定申告書の提出を「国税電子申告・納税システム(以下e-TAXといいます。)」を利用して提出します。e-TAXで申告書を提出すると、紙での提出と比べて、還付金を1カ月ほど早く受領できたり、添付書類の一部を省略できるなどのメリットがあります。

e-TAXを利用して申告書を提出するには、申告する方の「利用者識別番号」が必要です。番号取得にご協力をお願いします。

※利用者識別番号の登録作業は申告相談会場で市職員がお手伝いします。昨年までに利用者識別番号の取得が済んでいる方は、再度取得する必要はありません。取得の際に配布した「利用者識別番号の取得に係る設定票」をお持ちください。

【申告相談日程】 受付時間：午前9時～午後4時

月日	滝根		大越	
	会場	地区	会場	地区
2月	15月			
	16火			
	17水			
	18木			
	19金			
	22月	滝根行政局1階特設会場	神保町、関場、梵天川、中広土	大越行政局2階特設会場
3月	24水			
	25木			
	26金			
	1月			
	2火			
	3水			
	4木			
	5金			
	8月			
	9火			
	10水			
	11木			
	12金			
	15月			

郡山税務署から申告のお知らせ

- 確定申告作成会場の開設
 - 【場所】 南東北総合卸センター
 - 【期間】 2月1日(月)～3月15日(月)
 - 【時間】 午前9時30分～午後4時
 - 【その他】
 - ・ 申告書作成会場への入場は「入場整理券」が必要です。当日の配付状況で、後日の来場をお願いする場合があります。
 - ・ 申告書作成会場へ来場の際には、マスクを着用のうえ、筆記用具・計算機などをお持ちください。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策の観点から、公的年金受給者で申告を予定されている方は、混雑する時期を避け、早めの相談をお願いします。
- 郡山税務署 ☎024-932-2041

令和3年度市・県民税の申告、令和2年分所得税の確定申告の受け付けが始まります。期間終了が近づく大変混雑します。各地区の指定された期日に申告しましょう。印鑑や預貯金通帳(本人名義)と併せて、マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード、通知カードなど)および本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証など)も忘れずにお持ちください。新型コロナウイルス感染予防のため、家での検温のうえ、必ずマスクを着用して申告会場にお越しください。会場入口で体温記入と手指消毒をお願いします。体温が37.5℃以上の方は来場をご遠慮ください。

● 問い合わせ ◆ 市・県民税について 市民部 税務課 ☎81-2119
◆ 所得税・消費税・贈与税について 郡山税務署(自動音声案内) ☎024-932-2041

● 申告会場の変更
常葉地区：文化の館ときわ 船引町内：地区ごとに市役所本庁と船引公民館に分かれています。

会場	都路		常葉		船引(南)		船引(北)		月日
	会場	地区	会場	地区	会場	地区	会場	地区	
都路行政局2階大会議室					要田出張所	要田	美山出張所	鹿又1	15月
					芦沢出張所	荒和田	瀨川出張所	鹿又2、長外路	16火
						笹山		鹿又3	17水
						芦沢西		新館	18木
		大久保地区		西向・山根地区		芦沢中、芦沢東		門鹿、大倉	19金
		〃		〃		芦沢南、芦沢北		石沢	22月
		〃		〃	七郷出張所	上郷、遠山沢	うつし交流館	横道	24水
		〃		〃		下郷、大堀		上移	25木
		岩井沢地区		〃		上区、本郷		北移	26金
		〃		〃		桐山、門沢		南移	1月
		〃		関本・堀田地区		井堀、永谷		中山	2火
		〃		〃		今泉、小沢、板橋		春山、文珠、石森	3水
		〃		〃	船引公民館2階ホール	〃		〃	4木
		〃		〃		〃		下里	5金
		古道地区		〃		〃		〃	8月
	〃		常葉地区		〃		北区	9火	
	〃		〃		〃		〃	10水	
	〃		〃		〃		〃	11木	
	〃		〃		〃		〃	12金	
	都路全地区		常葉全地区		〃		〃	15月	
						船引(南)全地区	船引(北)全地区		